

# 味噌川ダムと木曽川源流の村

連載  
第2回

## 味噌川ダムと木祖村民の想い

NPO法人 木曽川・水の始発駅 岩原 大輔

### (1) 木祖村と味噌川ダム

日本でも有数の森林地帯である長野県木曽郡木祖村に味噌川ダムが完成したのは、平成8年11月のことです。ダムの諸元は、堤高140m、総貯水容量6,100万 $\text{m}^3$ で、長野県にある諏訪湖すわこの水量に匹敵します。型式は中央土質遮水壁型ロックフィルダムで、ダムの天端標高1,130mと多目的ダムとしては日本でも有数の高い場所に位置するダムです。

周囲を分水嶺に囲まれた木祖村の面積140.5 $\text{km}^2$ に対し、ダムの流域面積は55.1 $\text{km}^2$ と広く、木祖村に降る雨の約40%が味噌川ダムに集まることになります。奥木曽湖おくぎそこ（ダム湖）は、湛水面積1.4 $\text{km}^2$ で木祖村のほぼ中央に位置しています。



味噌川ダム全景

### (2) 味噌川ダムの役割

昭和43年10月、木曽川総合用水事業、三重用水事業と長良川河口堰建設事業の三つからなる最初の木

曽川水系水資源開発基本計画が策定されたことを受け、建設省は、木曽川における水資源開発調査を本格的に着手しました。

昭和46年10月から2年間かけてダムサイト地質調査を行い、味噌川ダムは48年3月に、阿木川ダム、徳山ダムと同時に木曽川水系水資源開発基本計画に新規追加されました。

これを受けて、同年建設省から水資源開発公団（現水資源機構）に味噌川ダム建設事業が承継され、ダム建設がスタートしました。

味噌川ダムの目的は、次の4つです。

#### ① 洪水被害の軽減

昭和30年以降の高度経済成長にともない、河川下流域の都市部では、人口の集中と資産の集積により、洪水被害が非常に大きなものになっていました。

これを軽減するため、建設省により河川改修とダムによる洪水調節を組み合わせた最適な治水事業が進められてきましたが、最近では局所的なゲリラ豪雨が頻発化するなど、洪水を予測しにくい気象現象が大変問題になってきております。

昭和58年9月に木曽谷きそだにで大被害をもたらした洪水（58災害）では、床下浸水や橋が流されるなどの甚大な被害が各所で発生しました。木祖村では、特に笹川沿い（味噌川合流地点より上流域）で被害が大きく、激流により民家までもが流されました。

この後にできた味噌川ダムは、味噌川に流れ込む水の一部をダムに貯め込み、ダム下流へ流す水を調節することによって、下流の洪水被害を軽減する治水機能を持っています。



昭和 58 年 9 月の洪水(木祖村の笹川)

## ②中部圏の都市用水

経済の高度成長にあわせ、名古屋市を中心とする中部圏では、都市化と工業化が著しく進み、都市用水（水道用水及び工業用水）の需要が急増しました。

味噌川ダムは、こうした需要に応えるため、木曾川総合開発の一環として建設されたもので、愛知県、岐阜県、名古屋市の都市用水として最大 4.3m<sup>3</sup>/s を供給します。

飲用、炊事、洗濯、入浴、水洗トイレなどに使用される水道用水は、水洗トイレやシャワー等の水使用機器の普及や核家族化の進行、またライフスタイルの変化により増加してきましたが、現在はその需要が高止まりとなっています。

一方で、中部圏は、輸送用機械器具の生産をはじめ国内屈指の工業生産地域であり、今もなお工業用水としての水需要が非常に高い地域です。このため、中部圏の経済発展を支える木曾川の水不足による取水制限の頻発化に伴い、安心して暮らせる都市用水の安定した水供給が、今もなお強く求められています。

## ③渇水への対応

昭和 40 年頃から、全国的に雨が少なくなる傾向にあり、各地で渇水が発生しています。味噌川ダム完成前の木曾川水系においても、昭和 59 年、61 年、平成 6 年、7 年に渇水となりました。

特に平成 6 年の未曾有の大渇水時には、木曾川下流部の愛知用水の受益地においても、節水率が農業用水 65%、水道用水 35%、工業用水 65%の取水制限が実施されました。

この影響で、農業用水では通水時間短縮や輪灌灌漑の強化等の対策がとられ、水道用水では一部の地域で 19 時間断水が実施され、また工業用水では生産調整にともなう一部ラインの停止や操業短縮等が行われました。

この時、中部圏を潤す木曾川上流ダム群では、中部

圏の水がめである牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダムが枯渇したため、電力会社の協力により発電ダムの水を流してもらうとともに、味噌川ダムでは当時試験湛水中でしたが貯留水を緊急的に流しました。

今では、味噌川ダムは、木曾川下流域の人々の生活を渇水被害から守るため、水の安定供給に大きな役割を果たしています。



平成 6 年 5 月 試験湛水中の味噌川ダム



平成 8 年 2 月 味噌川ダムからの緊急放流

#### ④発電

ダムから流す水（最大有効落差 125.12m）を利用して、ダム直下に建設された「奥木曾発電所」（長野県企業局）では、最大出力 4,800kW の発電が可能で、この発電量は一般家庭約 12,000 戸分の電力消費量に相当します。

河川環境の保全等のために、常に維持流量以上を流し続ける味噌川ダムの水を利用することで、効率的に安定した発電が可能となっています。



奥木曾発電所

### (3) ダム建設に揺れる木祖村民

#### ①河川流量の確保と木曾川統合管理

水資源開発公団にダム建設事業が承継された直後（昭和 48 年頃）の木曾郡関係町村では、木曾川における水力発電により普段は流水が少なく、出水時だけ水がたくさん流れることが問題視され、水質浄化、自然環境保全、景観の面から、いかに木曾川の河川流量を確保していくかが課題でした。

その後、建設省から、味噌川ダムが建設されれば毎秒 0.80m<sup>3</sup>の流量が木曾川に流れること、木曾川下流域の洪水の軽減につながることを説明を受けました。

昭和 54 年には、木曾川の水の流れが一元的に把握できるダム群の統合管理について、当時、利根川水系や淀川水系で既に実施されていたこともあり、木曾川水系においても「木曾川ダム統合管理流水管理センター」

が建設省木曾川上流工事事務所内に設置され、木曾川水系の統合管理に向けた環境づくりが一層進むことになりました。

#### ②ダム建設と木祖村民の不安

ダム建設にともなう水没関係住民の生活再建対策や水源地域対策については、昭和 48 年に制定された「水源地域対策特別措置法（水特法）」の制定により、様々な行政上の優遇措置が可能になりましたが、この水特法は、「水没戸数 30 戸以上、水没農地 30ha 以上」を適用の基準としたため、水没家屋も水没農地もない味噌川ダムには適用されませんでした。

また、法の基準に達しない地域を救う「水源基金制度」（東海 3 県と名古屋市で設置）でも、味噌川ダムの場合、長野県がこの基金に参画していなかったため基金の適用も困難でした。

つまり、ダム建設は木祖村にとって制度による恩恵がなく、村民の中からは「下流でそんなに水がほしいなら、濃尾平野に池でも掘ればいいじゃないか」というような発言まで飛び出す始末で、当然のことながらダム建設反対が多数を占めることになりました。



地権者臨時総会

水資源が現代の国民生活にとって欠くことのできない貴重な宝物であり、その有効活用を図ることの大切さは十分わかっているにもかかわらず、代々受け継いできた自分たちの故郷が変貌していくこと、大規模工事によって損なわれる豊かな自然環境や、ダム完成後の基幹産業である農業の将来などに対し、木祖村に暮らす村民らは計り知れない不安を抱いていました。

昭和 48 年 10 月、ダム建設予定地となった木祖村のおぎそ小木曾地区に「小木曾地区味噌川ダム対策委員会」を発足し、当初は住民にもたらす福祉面が極めて少ないとして「建設絶対反対」を決議しましたが、50 年 6 月、地元

の犠牲を除去し、地域開発振興を積極的に進めるならば

「ダム建設条件付き賛成」に大きく方針変更しました。

こうした小木曽地区の動きを受け、木祖村でも組織をあげてダムに関する諸問題に対処していくために、51年5月に「木祖村味噌川ダム対策協議会」が発足しました。

### ③村民の要求事項と村づくり

昭和51年には、村は公団に対し「村の将来を見据えた補償・協力を行わなければダム建設に同意しない」とし、全62項目の要望事項を示しましたが、公団で対処しかねる問題が多く含まれていたため、実施の確約に至らずその不信感が募り、この時期には公団職員が村役場への出入りを禁止するなど、暗雲立ちこめる日々が続きました。

この頃から行政や議会そして村民は、水と水を育む森の現状と木祖村の将来に向け、より現実的なビジョンづくりを真剣に考えはじめ、村はダム建設各地への視察や情報交換を精力的に行うなど、今後の村の対応について毎晩のように議論を重ねた末、昭和54年、村は前に公団に要求した62項目を、より現実的な要望として以下の「7つの重点項目」としてまとめ直しました。

#### 【7つの重点項目】

- 一、林業構造改善事業（部分林）等の推進
- 二、簡易水道の整備
- 三、村民体育館・役場庁舎の建設並びに用地の確保
- 四、非補助土地改良事業への協力
- 五、観光開発（アウトドア施設「こだまの森」など）
- 六、国道19号に接続する工事用道路の新設
- 七、味噌川ダム建設にともなうダム対策諸経費

後に西沢長野県知事（当時）は、建設省に村の「7つの重点項目」を県の意向として伝え、了承を得るに至りました。

こうした村の取り組みが、後に関わってくれることになる人々に、木祖村の抱える問題や、木曾川上流域の悩みに対する理解を得ることにつながりました。

### ④制度を乗り越えた尾張藩方式

木祖村では、地域補償について、いかに法や制度の適用が得られるかがダム建設の焦点となり、江戸時代に尾張藩が行った林政（森林・林業政策）である「尾張藩方式」を現代に置き換え、地域補償を考えることにしました。

江戸時代、木曾は尾張藩領でしたが、尾張藩の森林

保護政策は、「木一本首一つ」（木1本を盗伐しただけで重刑に処せられる）といわれるほど厳しいもので、山に依存し生計を支えていた木曾の住民にとって、森林を育成管理する林業は過酷なものでした。

こうした状況に対し、尾張藩は木曾の産業を支えるために、毎年五千駄（一駄は馬一頭に背負わず分量）の白木（材木の半製品）を木曾谷の各村に与えたのです。

木祖村では、法や制度にとらわれないこの「尾張藩方式」を手本にし、下流受益地域と過疎に悩む水源地域との利益の平等化を図り、村の将来の発展を促す総合的な振興対策を模索するとともに、下流受益県市の水源地域に対する理解と財政面における積極的な協力を要望したのです。

こうした木祖村の切実な要望に対し、下流受益県の愛知県では、「味噌川でのダム建設は、木が水に変わったただけのこと。お世話になる上流地域への責任分担は当然の義務」として、深い理解が示されました。

当時の日野木祖村長は、「下流にずっと役立つダムの建設が、自分たちの村にもずっと役立つ」と話しています。この日野村長の言葉こそ、木祖村が今日進めている名古屋市や日進市など多くの自治体との木曾川上下流交流事業の根底にあるものです。

### ⑤水源基金制度「木曾三川基金」

これまでの木祖村の様々な取り組みにより、昭和54年には水源県の長野県と下流受益地である岐阜県、愛知県および名古屋市と主務省である建設省（中部地方建設局）に水資源開発公団が加わった「味噌川ダム連絡協議会」が設置され、昭和57年に味噌川ダム地域振興事業が、木曾川水系の水源基金制度「木曾三川基金」の援助を受けられることになりました。

木祖村では、この「木曾三川基金」を契機にして、水源地域対策の具体化が加速し、味噌川ダム建設に向けて地元と公団の交渉が円滑に進むようになりました。

## 参考文献

1. 『木祖村誌・源流の村の自然』 木祖村誌編纂委員会 1997年
2. 『木祖村誌・源流の村の歴史（上）』 木祖村誌編纂委員会 2001年
3. 『木祖村誌・源流の村の歴史（下）』 木祖村誌編纂委員会 2000年
4. 『源流村長Ⅱ』 日野文平 1989年
5. 『味噌川ダム記録写真集』 小木曽林野利用農業協同組合 1998年